

# 全国港湾Fax通信

No. \_\_\_\_\_

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾23FAX第64号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 <div style="text-align: right; padding-right: 20px;">殿</div>	2024年 1 月 25 日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局

(件名)

1/25 自動化・機械化に関する労使協議会・労使WG合同委員会の経過について

(本文)

1. 1月25日(木)10時00分より自動化・機械化に関する労使協議会・労使WG合同委員会を開催した。
  
2. 冒頭、業側代表より、本来、労使WGを開催し本事案の提案を受け承認した後、労使協議会を開催し審議するのが本筋であるが、今回出された事案は、2件とも継続している事案であり、これまでの経緯から合同開催することとした旨が説明された。
  
3. そして、以下の内容について提案があり、組合側の了承を求めた。
  - (1) 清水港新興津コンテナターミナルに遠隔操作RTG(6基)を導入する。現在の2基と合わせて8基体制となる。
  - (2) 名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナルのT2バース及びT1バースに遠隔操作RTG(20基)を導入する。現在の17基と合わせて37基体制になる。
  - (3) 上記の2件とも、1983年(昭和58年)3月7日付「コンテナ専用埠頭における作業基準に関する協定書」を基本とし、1基2名体制を遵守することを明言した。
  
4. WG労側代表が、上記の2件について了承し、引き続き、労使協議会の労側代表である真島委員長が了承するとしうえて、現地にその都度必要に応じて現認作業を行い、疑義が生じた時はあらためて協議を行うことを要請した。
  
5. 業側代表より、組合側の要請を了解し会議を終了した。

以上